

恩納村物価高騰重点支援給付金 (7万円/1世帯)のご案内

受給には手続きが必要です

- 恩納村物価高騰重点支援給付金 **(1世帯あたり7万円)** は、住民税均等割非課税世帯を支援する給付金です。
- **令和5年12月1日時点(基準日)** に恩納村に住民登録のある世帯が対象となります。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり **7万円**

※手続きから3週間後を目安に支給

申込期間

令和6年2月1日(木)

～令和6年3月29日(金)

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯

世帯全員の令和5年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

未申告または転入により
「住民税非課税」が
確認できなかった世帯

恩納村から
確認書が届きます(要返送)
※一部申請が必要な場合があります

令和5年12月1日時点で住民登録のある
世帯へ確認書が送付されます。

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

申告を行ったり、令和5年1月1日時点で
住民登録していた市区町村で「非課税証明
書」の取得が必要となります。

【申請書配布先】恩納村役場 総務課

詳しくは裏面「II」へ

給付金の支給手続き

I 令和5年度住民税（均等割）が非課税の世帯

世帯の全員が、令和5年12月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、恩納村から給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認し記入のうえ、**返信してください**。

【確認事項】

- ① 記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ② 住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではない



II 未申告または転入により課税状況が確認できなかった世帯

- 未申告により課税状況が確認できなかった世帯は、非課税世帯であることを確認するため、**恩納村役場税務課または税務署で申告**をしてください。
- 令和5年1月2日以降に転入してきた世帯は、前にお住いの市区町村が交付する**「非課税証明書」をご用意**ください。
- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。恩納村役場総務課で申請書を受け取って必要事項を記入して、必要書類を添えて恩納村役場総務課の窓口にご提出ください。

! 給付金の**「振り込め詐欺」**や**「個人情報」の詐取**にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

恩納村役場 総務課  **098-966-1200**

受付時間 平日8:30~17:15 (土日祝を除く)